

鈴鹿市企業版ふるさと納税実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鈴鹿市企業版ふるさと納税（地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に基づく市のまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。）の実施に関し、地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号。第4条第2項において「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄附対象事業 地域再生法第5条第15項の規定による認定を受けた、市の地域再生計画に掲げるまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。
- (2) 寄附者 市内に主たる事務所又は事業所を有しない法人であり、かつ、所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第40号に規定する青色申告書を提出している法人をいう。
- (3) 寄附金 寄附対象事業の実施のための費用として寄附者が行う10万円以上の金銭による寄附（地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第9号に掲げる負担付きの寄附を除く。）をいう。

(寄附金の申出)

第3条 寄附者は、寄附金の申出を行おうとするときは、鈴鹿市企業版ふるさと納税寄附申出書（第1号様式）を市長へ提出するものとする。

(寄附金の受領等)

第4条 市長は、前条の申出があつた場合は、当該申出があつた日の属する年度の寄附対象事業に当該申出に係る寄附金を充当するものとする。ただし、寄附金は、当該寄附対象事業の実施に要する費用を超えて受領することができない。

- 2 市長は、寄附金を受領したときは、規則第14条第1項の規定により、寄附者に対して受領証（第2号様式）を交付するものとする。
- 3 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、寄附金の受領を拒否し、又は受領した寄附金を返還することができる。

(1) 寄附金の受領が公の秩序又は善良の風俗に反すると認められるとき。

(2) 前号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

(事業の報告)

第5条 市長は、寄附対象事業が完了した後に、寄附者に対して事業完了報告書（第3号様式）により報告するものとする。

(公表)

第6条 市長は、寄附の内容及び寄附金を充当した事業の状況について、市の広報又はホームページに掲載する方法により公表することができるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。